

## 豊浦地域統合小学校検討委員会会則

### (名称)

第1条 本会は、豊浦地域統合小学校検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、中浦小学校、天王小学校、荒橋小学校及び本田小学校（以下「統合対象校」という。）の統合を円滑に進め、豊浦地域の望ましい教育環境の実現を目指すことを目的とする。

### (協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 統合小学校の開校に関すること。
- (2) 統合小学校の教育環境整備に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 豊浦地区区長会役員
- (2) 統合対象校各校の保護者の代表
- (3) 豊浦保育園保護者の代表
- (4) その他委員会で必要と認める者

### (役員の種類)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 相談役 若干名

### (役員の仕事)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代理する。

### (役員を選出)

第7条 役員は、つぎの方法により選出する。

- (1) 会長、副会長は委員の互選
- (2) 相談役は第4条第1項第4号の者とする。

(役員任期)

第8条 役員(会長・副会長)の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

2 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 委員会の会議は会長が招集し、会長が議長を務める。

(部会)

第10条 委員会に部会を置くことができる。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り決定するものとする。

附則

1 この会則は、平成28年9月28日から施行する。

2 委員会設立初年度の任期は、第8条の規定に関わらず、委員会の定めるところによる。

3 この会則は、平成29年3月23日から施行する。